

長野広域連合における 広域計画策定方針等について



(H31.4.1現在)

人口 531,339人

世帯数 213,135世帯

面積 1,566.07 km²

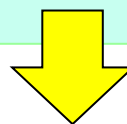


令和2年5月21日
長野広域連合 事務局総務課

広域計画とは

広域連合は、普通地方公共団体及び特別区が、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関して、広域にわたる総合的な計画（広域計画）を作成して、当該計画に基づいて、その広域事務を総合的かつ計画的に処理するために、関係団体が協議して規約を定めて共同で設置する広域行政機構である。

（地方自治法第284条第3項）



(1) 広域連合(長)は、広域連合が設置された後、速やかに広域連合議会の議決を経て広域計画を作成しなければならない。

（地方自治法第291条の7第1項）

(2) 広域計画は、法第291条の2第1項又は第2項の規定(国及び県の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、法律又は政令、条例に定めるところにより広域連合が処理することができる。)により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

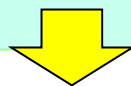
（地方自治法第291条の7第2項）

(3) 広域連合は、**広域計画を変更しようとするときは、議会の議決**を経なければならない。

（地方自治法第291条の7第3項）

住民の活動範囲は行政区域を越えて、飛躍的に広域化している。また、人口減少及び少子高齢化社会の進行など、圏域内を取り巻く社会状況は大きく変わりつつある。

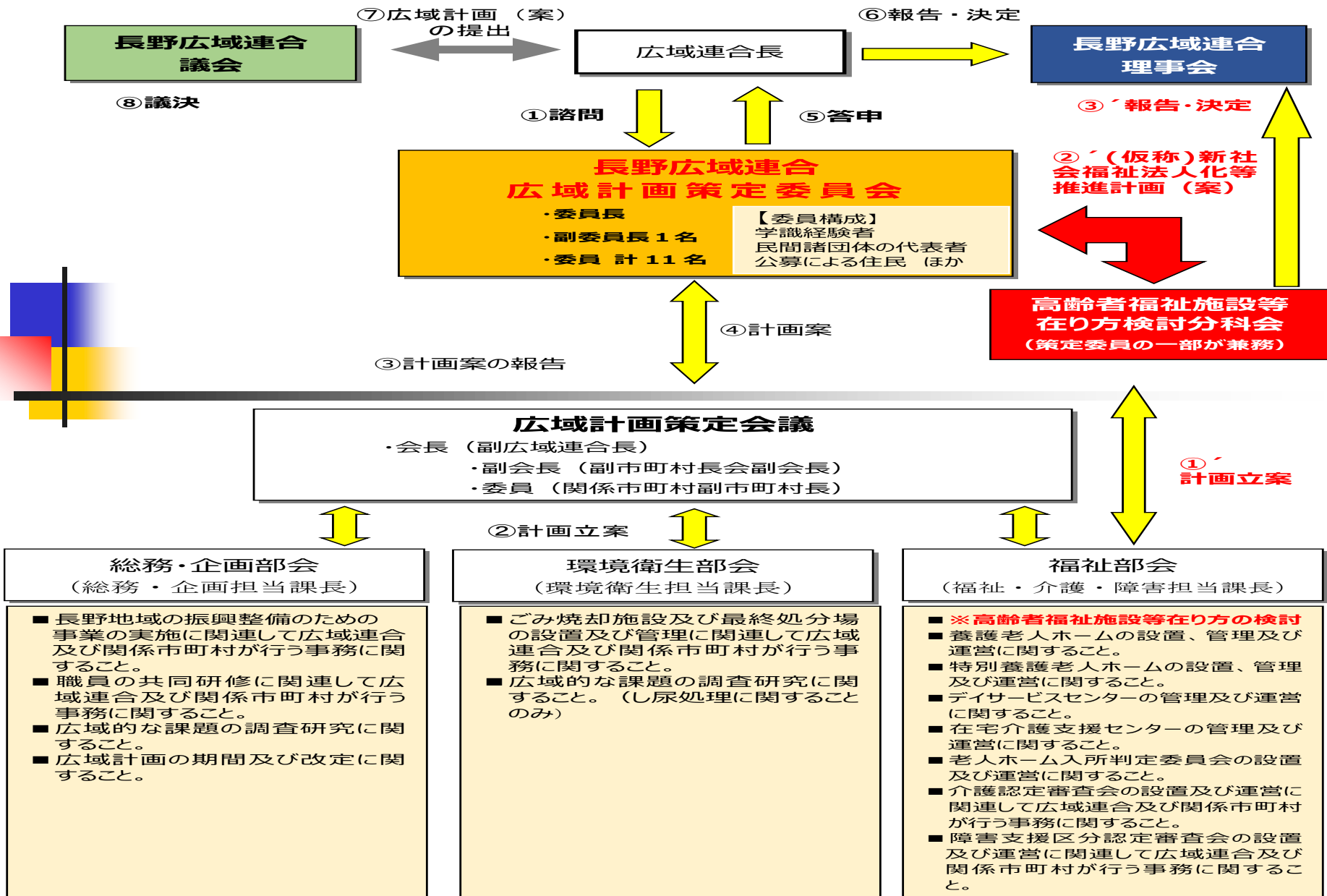
このような社会状況の変化を行政が的確に捉え、住民福祉の向上のために、**長野広域連合と関係市町村が長野広域連合規約に基づき進めていく事務事業について、その経緯、現状と課題、今後の方針及び施策を明らかにした広域計画**を定め、その実現に向け長野広域連合と関係市町村が連携して推進していく具体的な取組の内容を示すものである。



- (1) 広域計画の計画期間は、原則として、**令和3年度から令和7年度までの5か年**とする。
- (2) 現在、関係市町村の人口は減少傾向にあり、財政状況が厳しさを増す中、災害に強く衛生的な住環境、高齢になっても尊厳ある生活の持続など、**圏域内でも※SDGsの理念の実現が求められていることから、当広域連合の「ごみ焼却施設」や「高齢者福祉施設」の運営においては、安全・安心を担保するとともに計画的で堅実な運営が必要となっている。**
広域計画策定に当たっては、これらの状況を踏まえ、**長野広域連合広域計画策定委員会**(以下「広域計画策定委員会」という。)における調査審議結果を反映させるものとする。
- (3) 特に、「高齢者福祉施設」の運営においては、定員割れなど安定した利用者の確保等が難しいことから主要な財源である介護サービス収入の減少とともに、人件費及び老朽化に伴う施設整備費等の増加が見込まれ、これまで歳入不足を補う財源として、財政調整基金を取り崩し対応してきたが、この財政調整基金の残高が枯渇寸前であることを踏まえ、新たな負担金を関係市町村に求めるに当たっては、実効性のある計画の策定と計画的な財政運営・施設運営を実施する必要がある。
このことから、**高齢者福祉施設の在り方を重点課題と位置づけ**、今後の高齢者福祉施設の在り方について、広域計画策定委員会で調査審議するため、**高齢者福祉施設等在り方検討分科会**を設置するものとする。
- (4) 計画素案作成のため、広域連合**理事会**の下に関係市町村副市町村長で組織する**広域計画策定会議**及び3つの**部会(総務・企画、福祉、環境)**を設置するものとする。

※SDGs (Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。



(1) 任務

広域連合長の諮問に応じ、調査及び審議（答申）

(2) 委員構成

学識経験者、民間諸団体の代表者、関係行政機関の職員ほか

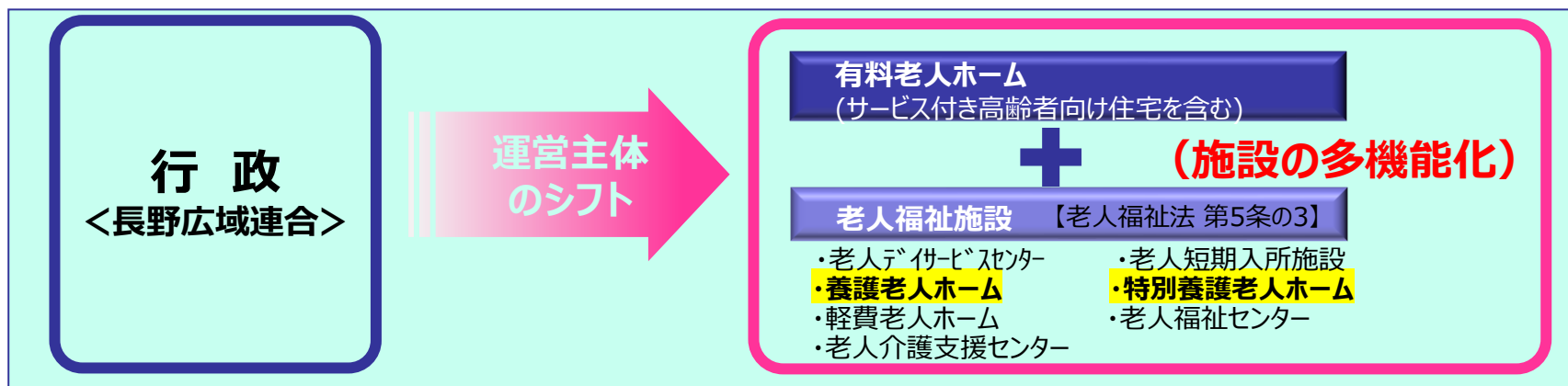
(3) 策定委員の選出方法

- 長野広域連合においては、現在、財政調整基金残高が枯渇寸前の状況下で、老朽化が進む高齢者福祉施設等を運営していることから、今回の広域計画改定に当たっては、長野地域全体を客観的かつ専門的な見地から意見等のできる学識経験者を複数人選出できるよう調整する。
- 学識経験者のうち1人以上は女性とする。
- 地区推薦は、主に福祉分野の民間諸団体の代表者等を選出する。
なお、内訳は以下のとおりとし、うち1人以上は女性とする。
 - 「福祉・ボランティア団体代表者」 3名（小布施町、小川村、飯綱町）
 - 「環境衛生関係者」 1名（長野市）
 - 「地域づくり団体代表者、商工・観光関係者」 1名（千曲市）

分科会設置の背景

1 行政の役割の変化

行政が中心であった、老人ホーム等の高齢者福祉サービス提供者は、介護保険制度の運用開始により民間事業者（社会福祉法人）に移行しており、利用者は多様なサービス提供者を選択できる状況にある。行政の役割の変化に応じた高齢者福祉施設等の在り方を広域計画の改定に併せて検討する必要がある。



2 将来世代のための財政マネジメント改革

- ① 老人福祉施設等の施設運営や維持管理に要する費用は膨大で、財政調整基金が枯渇寸前の状況で、全ての施設を安全・安心な状態に維持し続けることは困難である。
- ② これまでも「収支改善計画」に基づき改善に努めてきているが、更に運営方法等の見直し・向上を図り、それでも改善が見込めない場合は移管・整理に向けて再検討する必要がある。
- ③ 再度、施設の「量」と「質」を見直すことで、将来世代に負担を先送りすることなく、より良い資産について継承していくことが必要である。

※ 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)

施設数：13,525施設(前年比 955施設、7.6%増加)
 定員数：18,507人(前年比35,715人、7.4%増加)
(平成29年10月 厚生労働省「社会福祉施設等調査」)

(1) 任務

広域連合長からの諮問のうち、高齢者福祉施設等の在り方に関する調査について、広域計画策定委員会から分科会に付託し、より専門的な審議を行う。(広域計画策定委員会へ報告)

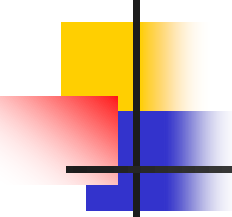
(2) 委員構成

- ① 広域計画策定委員から学識経験者、民間諸団体の代表者を5名兼務
- ② 高齢者福祉施設の設置されている福祉・介護担当課長3名【長野市2名・坂城町1名】
(広域計画策定部会の福祉部会員兼務)
- ③ 関係行政機関の職員として、**長野県健康福祉部介護支援課長**

※ 一覧表のピンク色の網掛けは、「高齢者福祉施設在り方検討分科会」の委員と兼務

(選出区分別五十音順・敬称略)

	選出区分	地域区分	委員名	役職名等	推薦地域	備考
1	学識経験者	地域全体	岩淵 道男	公認会計士 税理士 公認不正検査士 (元新日本有限責任監査法人長野事務所 所長)	地域全体	学識経験者 条例第3条2項(1)
2	学識経験者	地域全体	黒田 和彦	前長野市副市長	地域全体	学識経験者 条例第3条2項(1)
3	学識経験者	地域全体	高野 登	人とホスピタリティ研究所代表 (元リッツ・カールトン日本支社長)	地域全体	学識経験者 条例第3条2項(1)
4	学識経験者	地域全体	中村 英三	公立大学法人 長野大学学長 博士(社会福祉学)	地域全体	学識経験者 条例第3条2項(1)
5	学識経験者	地域全体	松岡 英子	国立大学法人 信州大学名誉教授	地域全体	学識経験者 条例第3条2項(1)
6	民間諸団体の代表者	上水内地域	沖 弘宣	前飯綱町社会福祉協議会事務局長	飯綱町	地区推薦 (飯綱町) 条例第3条2項(2)
7	民間諸団体の代表者	長野市	金井 三平	ながの環境パートナーシップ会議 代表理事	長野市	地区推薦 (長野市) 条例第3条2項(2)
8	民間諸団体の代表者	上水内地域	手塚 里子	民生児童委員協議会 主任児童委員	小川村	地区推薦 (小川村) 条例第3条2項(2)
9	民間諸団体の代表者	更埴地域	中澤 聖子	特定非営利活動法人 エリアネット更埴 理事長	千曲市	地区推薦 (千曲市) 条例第3条2項(2)
10	民間諸団体の代表者	須高地域	堀込 祐子	民生児童委員協議会 副会長	小布施町	地区推薦 (小布施町) 条例第3条2項(2)
11	関係行政機関の職員	地域全体	吉沢 正	長野県長野地域振興局長	地域全体	関係行政機関の職員 条例第3条2項(3)



(1) 任務

計画素案の策定及び総合調整

(2) 組織等

- 会 長 副広域連合長
- 副会長 広域連合副市町村長会の副会長
- 委 員 関係市町村の副市町村長

(1) 任務

計画の立案

(2) 組織等

■ 総務・企画部会

関係市町村総務・企画担当課長、広域連合事務局の担当課長

■ 福祉部会

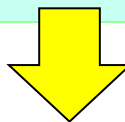
関係市町村福祉・介護担当課長、広域連合事務局の担当課長

■ 環境衛生部会

関係市町村環境衛生担当課長、広域連合事務局の担当課長

広域計画の項目

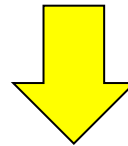
広域計画には、基本的には長野広域連合規約第5条に規定する次の項目（12項目）について記載するものとする。



- ① 長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ② 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事。
- ③ 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事。
- ④ デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務(若槻デイサービスセンター、戸隠中央デイサービスセンター及び信州新町デイサービスセンターに限る。)
- ⑤ 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務(広域連合設置の老人ホームに併設するものに限る。)
- ⑥ 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事。
- ⑦ 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑧ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑨ ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事(既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。)
- ⑩ 職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑪ 広域的な課題の調査研究に関する事。
- ⑫ 広域計画の期間及び改定に関する事。

広域計画の構成

広域計画は、前述の項目ごとにその「経緯」、「現状と課題」、「今後の方針及び施策」を記載するものとする。



- (1) 「経緯」…………… 一部事務組合時から現在の広域連合に至るまでの経緯について記載
- (2) 「現状と課題」… 現在の事務の執行状況について長野地域の現状を記載し、地域の現状及び事務の執行状況を踏まえながら、事務の広域処理に係る現在及び将来にわたり懸念される諸問題、解決・改善すべき課題等を記載
- (3) 「今後の方針及び施策」… 計画期間、今後の方針を踏まえて、広域連合等の果たす役割を明確にしなが、具体的な方針及び施策を記載

時期	会議名	内容
令和2年 1月22・23日	関係市町村高齢者福祉担当・企画担当課長会議	策定方針・体制・スケジュール等の協議
1月30日	副市町村長会	策定方針・体制・スケジュールの協議
2月3日	理事会	策定方針・体制・スケジュールの決定
4月14日	広域計画策定会議(第1回)・正副市町村長合同会	委員の選任状況等の報告
4月23日	広域連合4月議会臨時会	策定方針・体制・スケジュール等の報告
5月15日	広域計画策定部会(第1回) (総務・企画部会)	部会長の選出、「経緯」「現状と課題」について(報告)、「今後の方針及び施策」について(提案)
5月21日	第1回広域計画策定委員会 第1回高齢者福祉施設等在り方検討分科会	委員委嘱、正副委員長選出、諮問、今後の進め方ほか
5月下旬	広域計画策定部会(第1回) (福祉、環境衛生部会)	部会長の選出、「経緯」「現状と課題」について(報告)、「今後の方針及び施策」について(提案)
6月下旬	第2回高齢者福祉施設等在り方検討分科会	高齢者福祉施設等の視察
7月中旬	広域計画策定部会(第2回) (福祉、環境衛生部会)	部会において進捗に合わせて検討
7月中旬	広域計画策定部会(第2回) (総務・企画部会)	部会において進捗に合わせて検討

【R2.5.21現在】

時期	会議名	内容
8月6日	広域計画策定会議(第2回)・正副市町村長合同会	「経緯」「現状と課題」「今後の方針及び施策」について
8月24日	広域連合8月議会臨時会	広域計画の進捗状況の報告
9月17日	第2回広域計画策定委員会 第3回高齢者福祉施設等在り方検討分科会	「経緯」「現状と課題」について 「今後の方針及び施策」について(検討)
10月8日	第3回広域計画策定委員会 第4回高齢者福祉施設等在り方検討分科会	「今後の方針及び施策」について(決定案)
10月27日	広域計画策定会議(第3回)・副市町村長会	広域計画素案について
11月2日	理事会	広域計画素案について
11月16日	広域連合11月議会定例会	広域計画素案の報告
11月18日 ～12月7日	住民からの意見募集(パブリックコメント)	広域計画素案についてホームページ等で公表 意見募集
令和3年 1月14日	副市町村長会	広域計画案の報告・協議
1月15日	第4回広域計画策定委員会	広域計画案の審議
1月中旬	広域連合長へ答申 (正副委員長)	広域計画案(答申)
1月25日	理事会	広域計画案の報告・協議・決定
2月5日	広域連合2月議会定例会	広域計画の審議・議決

令和元年7月30日条例第2号

(設置)

第1条 長野広域連合規約（平成12年3月30日長野県指令11地第1360号）第5条に規定する広域計画を策定するため、**長野広域連合広域計画策定委員会**（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、広域計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第7条 委員会に、書記若干人を置き、長野広域連合事務局職員のうちから広域連合長が任命する。

2 書記は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(設置)

第1 総合的かつ計画的な広域行政の推進を図る広域計画を策定するため、長野広域連合広域計画策定会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2 会議の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広域計画素案の策定に関すること。
- (2) 広域計画策定に係る総合調整に関すること。

(組織等)

第3 会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長は長野広域連合（以下「広域連合」という。）の副広域連合長を、副会長は広域連合関係市町村副市町村長会の副会長を、委員は関係市町村の副市町村長を充てる。

(会長の職務等)

第4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第6 会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。

4 部会員は、関係市町村の長が指名した当該市町村の担当課長及び広域連合事務局の担当課長を充てる。

(庶務)

第7 会議の庶務は、広域連合事務局総務課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。